島根県手数料条例の一部を改正する条例の概要[関係分]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う。

１．条例の概要

各表中( )内の額は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

⑴　高圧ガス保安法関係手数料

ア　高圧ガス製造保安責任者試験	[改正前]	[改正後]
乙種化学責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
丙種化学責任者免状に係るもの	8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
乙種機械責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第２種冷凍機械責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第３種冷凍機械責任者免状に係るもの	8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
イ　高圧ガス販売主任者試験	[改正前]	[改正後]
第１種販売主任者免状に係るもの	7,900円 (7,400円)	9,000円 (8,500円)
第２種販売主任者免状に係るもの	6,200円 (5,700円)	7,200円 (6,700円)

⑵　液化石油ガス法関係手数料

	[改正前]	[改正後]
ア　保安確保機器の設置及び管理方法の認定（認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合）	110,000円	98,000円
イ　貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
ウ　液化石油ガス設備士試験	21,400円 (20,900円)	23,200円 (22,700円)

２．施行期日

令和４年４月１日